

令和 6 年 7 月 31 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター センター長様

健康福祉局長寿社会部介護保険課長

がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について（依頼）

日頃から、本市の介護保険制度の実施に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和 6 年 5 月 31 日付厚生労働省事務連絡（別紙参照）が発出され、がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について、介護保険における取扱いを示されたところです。

同事務連絡の「2（3）一次判定ソフトの活用等について」につきまして、本市における取扱いは次のとおりとします。

・がん等の方のうち、急速に病状が変化する方からの要介護・要支援認定申請については、一次判定結果を下記の内容にて、暫定ケアプランを作成する指定居宅介護支援事業者等にお伝えします。

- ①お伝えできる対象として、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届が提出されている、もしくは代行申請者として介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書に記載がある。
- ②電話でのお問い合わせは、折り返し区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーションから上記届出に記載された事業所の代表番号に架電しお伝えする。
- ③窓口におけるお問い合わせは、①を確認のうえ、窓口来庁者の介護支援専門員証及び事業所の職員であることが分かるもの（社員証など）を確認しお伝えする。

・ただし、区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーションにおいて対象者に関わる資料（介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書、主治医意見書、認定調査票など）を参照した結果、対象者の心身の状況が急速に変化することを確認できない場合は、一次判定結果をお伝えすることができません。

・なお、一次判定結果につきましては、下記の点に留意しケアプラン作成の参考とされますようお願いいたします。

- ①一次判定結果は、認定調査票と主治医意見書を一次判定ソフトにて判定を行ったものであり、正式な決定については介護認定審査会にて行う審査判定となります。
- ②介護認定審査会では、一次判定の修正や介護の手間について総合的に判断し、一次判定の修正・確定を行います。その結果、一次判定の結果とは異なる介護度が認定されることがあります。
- ③仮に一次判定結果と介護認定審査会の結果が相違しており、利用したサービスに自費等が発生

しても介護保険制度では負担ができません。事前に被保険者や御家族にそのような可能性もある旨の説明を行い、サービス利用されますようお願いいたします。

〈参考資料（別添参照）〉

・令和6年5月31日付、がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について(厚生労働省)

〈各区・各地区 申請窓口・問い合わせ先〉

川崎区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒210-8570 川崎区東田町8番地

電話：044-201-3282

大師地区健康福祉ステーション認定給付担当

所在地：〒210-0812 川崎区東門前2丁目1番1号

電話：044-271-0152

田島地区健康福祉ステーション認定給付担当

所在地：〒210-0852 川崎区鋼管通2丁目3番7号

電話：044-322-1990

幸区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒212-8570 幸区戸手本町1丁目11番地1

電話：044-556-6655

中原区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒211-8570 中原区小杉町3丁目245番地

電話：044-744-3179

高津区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒213-8570 高津区下作延2丁目8番1号

電話：044-861-3263

宮前区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒216-8570 宮前区宮前平2丁目20番5号

電話：044-856-3245

多摩区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒214-8570 多摩区登戸1775番地1

電話：044-935-3185

麻生区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒215-8570 麻生区万福寺1丁目5番1号

電話：044-965-5198

(担当) 介護保険課認定係

電話 044 - 200 - 2455